

■ 医療関連感染事例の公表基準について

■ 公表の対象となる医療関連感染事例

1. 安全管理マニュアルの規定に基づく「明らかに誤った医療行為又は管理」に起因する、または起因が疑われる医療関連感染事例
2. 保健所に連絡を要する院内感染によるアウトブレイク事例
3. 社会的・教育的な見地から公表が必要な事例（公衆衛生上きわめて重要な病原体の検出など）
4. 入院患者に発生した感染性の集団食中毒事例

ただし 2～4 の項目については事例ごとに感染症対策委員会で公表の必要性とその方法について協議し、病院長が決定する。